

【1】行政改革推進事業の概要

市行政改革推進委員会設置条例（平成16年瑞穂市条例第23号）に基づき実施

① 所掌事務について（条例第2条より）

委員会は、市長の諮問に応じて、瑞穂市の行政改革の推進に関する重要事項を調査及び審議する。

② 組織について（条例第5条等より）

●瑞穂市行政改革推進委員会

⇒ 会長、副会長、委員（定員10名以内） ※会議は過半数の出席により成立

●瑞穂市行政改革推進本部

⇒ 副市長が本部長、教育長、部長級で構成

●瑞穂市行政改革推進本部部会

⇒ 課長級で必要に応じて設置

③ 第2次総合計画での「行政改革推進」の位置づけ

市の最上位計画である第2次総合計画の中で位置づけ

まちの将来像 「誰もが未来を描けるまち 瑞穂」

共通目標 「持続可能な都市経営のまちづくり」

④委員会での審議、意見聴取事項

●市行政改革大綱に係ること（作成、実績報告）

●事業仕分けに係ること

●公共施設使用料の改定に係ること

行政改革大綱について

平成18年10月「瑞穂市行政改革大綱」策定

以降現在までに「第四次行政改革大綱」（R4～8年度）策定済み

大綱作成時に諮問、策定後は毎年実績報告を実施

大綱は次回令和8年度中に策定予定

事業仕分けの導入について

【導入の契機】

第四次瑞穂市行政改革大綱（令和4年6月策定）の4つの重点項目のうちの1つ「事務事業の見直しと効果的な行政サービス」の中に「事業仕分けの導入」を進めることが謳われている。

現在、市においては新年度予算を編成するにあたり、事業の優先順位や規模の見直しを図ることを目的として、「事業ヒアリング」を実施しているが、新規の事業は増えていくものの、既存の事業について見直しが難しい状況であるため、行政改革委員会にて評価していただくこととなり、昨年度初めて実施。

【手 法】

特に市単独事業で費用に対して効果が見えにくいような事業を中心に、「事業評価シート」を作成し、これを委員会で評価し、今後の事業の見直し、継続、廃止等の最終判断を市長が行います。

公共施設使用料の改定について

【改定の経緯】

平成22年外部監査委員による意見

「施設全体の維持管理は全市民の税金で賄われることになるから、その維持管理費の額とサービス内容からすれば、できるだけ使用料は実情に合った金額に設定しなければ、最終的なつけは全市民に回ってくる。」



平成24年10月公共施設の使用料の改定を実施し、その後も定期的に使用料の見直しを行うこととした。

その後、令和2年4月改定済み、次回令和8年4月の改定を目指して、今年度最終会議から意見聴取を予定。